

鳥取県告示第536号

平成19年10月12日付鳥取県告示第864号（鳥取県ツキノワグマ保護管理計画について）により告示した鳥取県ツキノワグマ保護管理計画を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により、次のとおり告示する。

（「次のとおり」は、省略し、その変更後の計画書を鳥取県生活環境部公園自然課、東部総合事務所生活環境局生活安全課、中部総合事務所生活環境局生活安全課及び西部総合事務所生活環境局生活安全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成23年9月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治